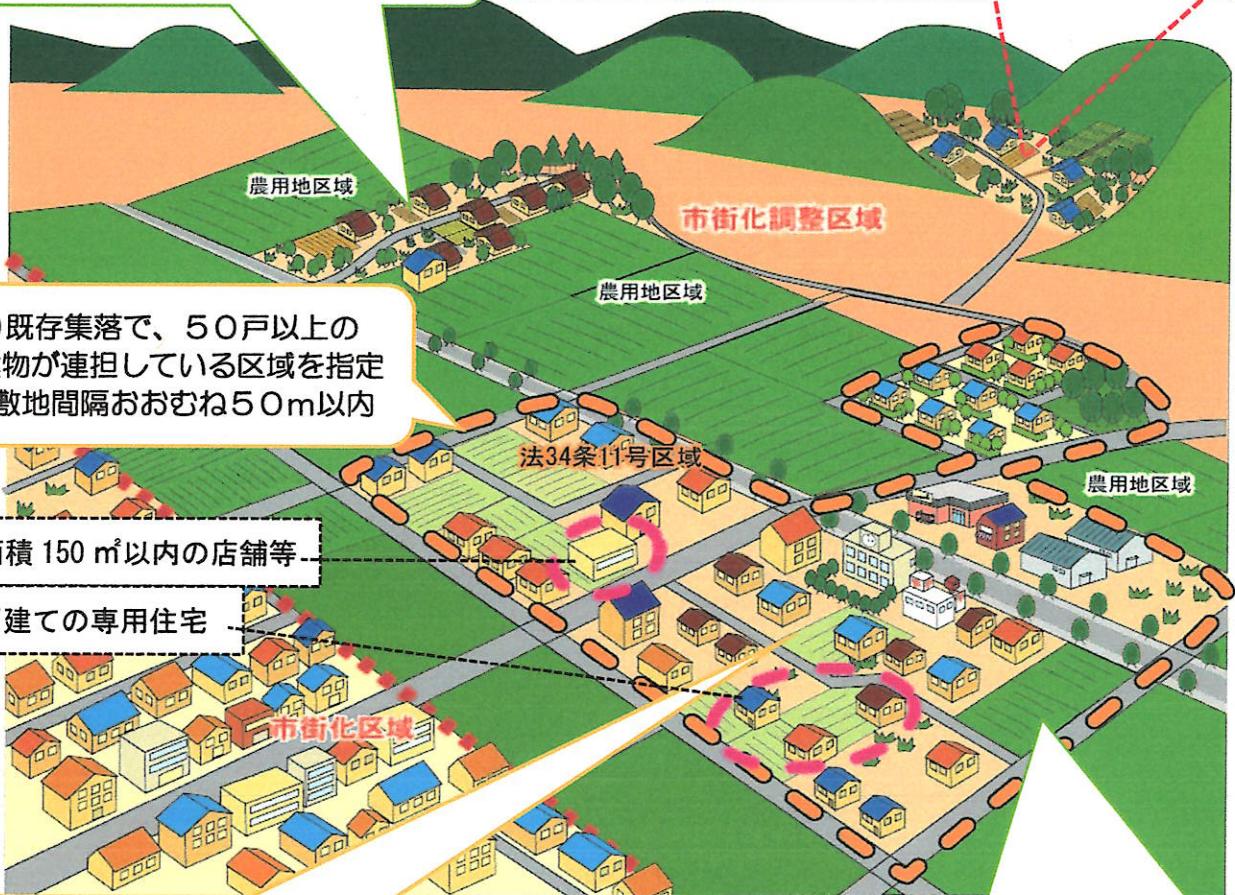


～ 区域指定のイメージ ～

※既存集落であっても
建物が「50戸に満たない」土地は除外

- (ウ) 保安林及び災害の発生のおそれがある土地は除外
・災害危険区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域
・浸水被害防止区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
・水防法の浸水想定区域のうち、浸水深3m以上の区域



～ 区域指定内に建築できるもの ～

床面積150m²以内の店舗及び事務所等
(幅員6m以上の下水道が布設された道路へ接続)

- * 幅員6m以上の道路に接しない土地の区域の開発行為は行えない。
- * 道路の新設および下水道の本管を新設する開発行為は行えない。

一戸建の住宅

(幅員4m以上の下水道が布設された道路へ接続)

- * 幅員4m以上の道路に接しない土地の区域の開発行為は行えない。
- * 道路の新設および下水道の本管を新設する開発行為は行えない。

区域から除外された
土地であっても。。。
従来の許可基準に該当
する場合であれば
「開発・建築行為」を
行うことが可能です。
～ご相談ください～
【建築指導課 Tel.34-3285】